

■不適正な人材紹介会社の「排除を徹底」 財務省提言

- ・財務省は 23 日に開かれた財政制度等審議会・財政制度分科会で、介護事業者などが人材紹介会社を利用する場合に高額な紹介手数料を支払っているケースがあるとし、不適正な紹介会社の排除を徹底するよう提言した。さらなる規制強化の検討や公的な人材紹介の充実の必要性も主張している。
- ・財務省によると、介護事業者が民間の紹介会社を利用して職員を採用する際に高い手数料を支払っている事例があるほか、紹介会社経由で採用に至った職員の離職率が高いという調査結果もある。また、介護分野では、厚生労働省から認定を受けた「適正認定事業者」を通じた人材紹介の市場シェア率が医療や保育の分野と比べて低いという。
- ・こうした状況を踏まえて財務省は、公費（税金）と保険料を財源とする介護報酬は本来、職員の処遇改善に充てられるべきだと指摘した上で、紹介会社の規制強化を進めるべきだと主張した。
- ・具体策として、手数料の多寡や定着状況などによって紹介会社が選別・淘汰される仕組みをつくることを提言。また、労働者の転職を誘引する金銭提供の禁止の対象事業を拡大・強化し、「不適正な事業者の排除を徹底する」とした。これらの取り組みの効果や実態把握の状況も踏まえ、必要に応じて取り組みのさらなる推進や規制強化を検討するべきだと訴えた。
- ・医療分野についても、従事者を雇用するごとに発生する紹介手数料は「医療機関にとって大きな負担」だと指摘。実態を把握した上で、手数料の多寡や定着状況により紹介業者が選別・淘汰される仕組みづくりや規制強化の検討を求めた。政府が 6 月ごろ決定する骨太方針 2025 を見据えた「春の建議」への反映を目指す。
- ・同分科会で財務省は、介護事業所と同じ敷地内にある建物などの複数の利用者に訪問系サービスを提供した場合の「同一建物減算」のさらなる強化の検討も提言した。介護保険での訪問看護についてサービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームなどでの訪問看護費用が極端に高額になっている事例の実態把握や適正化を行うべきだという指摘があるため、訪問看護の報酬の適正化を図りたい考え。
- ・また、入居者の紹介手数料を適正化するため、▽紹介事業者の営業の届け出や許認可の義

務化 ▽有料老人ホーム事業者に対する手数料を含む収支状況の報告の義務付けへの検討も求めている。

※詳細は下記資料をご参照ください。

○財政制度分科会（令和 7 年 4 月 23 日開催）資料一覧

令和 7 年 4 月 23 日（水）

https://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/20250423zaiseia.html